

「市政への市民参画ガイドライン」に係る意見

No	項目	意見要旨	ガイドライン
1	市民参画の実施方法	まちづくり基本条例及びガイドラインでは2以上の方法により市民参画を行う旨を規定しているが、1つの方法による実施を可能にするなど、方法の数に捉われず柔軟に市民参画を実施できるような規定にすべきではないか。	P5-Ⅲ-3-5行目
2	ガイドラインに列挙する市民参画の方法	市民参画の方法（5）について、審議会その他の附属機関に意見聴取をすることが趣旨であり、公募の有無により（5）（6）に区分する必要性はないのではないかと。	P6-Ⅲ-4-(5)(6)
3	市民参画の方法（5）審議会その他の附属機関における委員の公募	方法の説明に続いて「（応募者がいない場合も含みます。）」とあるが、ガイドラインではなく運用マニュアルへの記載で足りるのではないかと、またはより適切な表現があるのではないかと。	P6-Ⅲ-4-(5)
4	市民参画の方法（5）審議会その他の附属機関における委員の公募、（6）上記のほか適切と判断される方法（ア.関係団体等からの意見聴取）	審議会等への諮問は単なる意見聴取とは性質を異とするものであり、関係団体等からの意見聴取とは別な方法としてガイドラインに列挙するべきではないかと。	P6-Ⅲ-4-(5)(6)
5	市民参画の方法（4）ワークショップの実施	現在、実施されているワークショップの内容は統一されたものではなく、不均一になっている。市民参画の方法として効果的に行うため、その内容について定義づけをすべきではないかと。	P6-Ⅲ-4-(4)
6	市民参画の実施結果の公表方法	公表の方法として、広報紙、ホームページへの掲載の他「そのほか効果的に周知できる方法」とあるが、このことについて具体的に吟味しガイドラインに明記すべきではないかと。	P6-Ⅲ-5-(2)

パブリックコメントに係る意見

No	項目	意見要旨	分類
1	パブリックコメント（提出意見数減少）	パブリックコメントの提出意見数が少ない。対策を考えるべきではないか。	パブリックコメント
2	パブリックコメント（職員による意見提出）	パブリックコメントの意見提出について、職員に対し意見を提出するよう積極的な働きかけが必要ではないか。	パブリックコメント
3	パブリックコメント（意見提出期間）	パブリックコメントの意見提出期間は原則として30日以上としているが、計画案等のボリュームによっては事務効率化のためにも提出期間を短縮してもいいのではないか。	パブコメ指針、運用マニュアル
4	パブリックコメント（意見提出者に対する受付完了通知）	パブリックコメントの意見提出者に対し、意見受付完了の通知を送付したほうがよいのではないか。	パブリックコメント
5	パブリックコメント（結果公表）	結果公表の際、提出された意見に対する市の考え方を併せて公表するが、公表される市の考え方は内容が不足していることが多い。市の考え方を公表する際の方法について何らかの規定をするべきではないか。	パブコメ指針、運用マニュアル

その他意見

No	項目	意見要旨	分類
1	まちづくり基本条例の理念と市民参画制度、ガイドラインの周知徹底	まちづくり基本条例の理念、市民参画制度、ガイドラインについて、職員に浸透していない。周知徹底が必要である。	まちづくり基本条例、ガイドライン
2	事前評価後のスケジュール管理	事前評価後の市民参画実施について、スケジュールどおり適正に実施されているか管理するしくみが必要である。	-
3	職員チームのありかた	職員チームで適正な評価が行われるよう、職員チームのありかたを見直す必要がある。	-
4	審議会等の定義（招集権者の違い）	審議会等の開催にあたり、市長が召集する場合とそれ以外の場合とある。審議会等を市民参画の方法とする場合はその違いにも着目する必要がある。	審議会等
5	審議会等委員の団体推薦	団体推薦の場合、団体の長が委員になるケースが多いが、一律に長を委員とするのではなく各審議会等が扱う分野に詳しい者が委員になるようにすべきではないか。	審議会等
6	審議会等委員の兼職	団体の長は団体推薦により、多数の審議会等の委員を兼ねているケースが多い。団体の長の負担を軽減するためにも、長以外の方も委員になるようにすべきではないか。	審議会等
7	審議会等の開催日時	審議会等の開催時間は、平日日中であることが多く、委員が出席しにくいのは当然のこと、傍聴したくても出来ない人が多い。審議会等の日時を見直すべきではないか。	審議会等
8	審議会等の会議録の形式と委員の名簿公表	審議会等の会議録について様式が不均一であり見にくいいため、形式を統一すべきではないか。また、委員名簿についても、審議会等により公表、未公表と統一されていないが、一律、公開とすべきではないか。	審議会等
9	審議会等の公募委員の応募者減少と追加募集	近年、公募委員の応募者が減少している。応募者を増やすため、現状分析が必要ではないか。また、応募がなかった場合、追加募集を行うことについて追加募集を行わない審議会等もある。統一した方がよいのではないか。	審議会等

その他意見

No	項目	意見要旨	分類
10	市議会における市民参画の促進	市議会でも積極的に市民参画を取り入れる必要があるのではないか。	-
11	市民参画実施結果の公表方法	公表の方法に、市広報紙への掲載とあるが、広報紙掲載の際は周知に工夫が必要ではないか。	-

質問

No	項目	質問要旨	ガイドライン
1	市民参画の対象のうち特定の地域を対象としたもの	市民参画の対象のうち、特定の地域を対象としたもの（ア）（イ）について、運用マニュアルのフローチャートでは ii、iii と分けて整理しているのはなぜか。	P4-Ⅲ-2-(1)-カ ※運用マニュアルP2～3-1-(1)-参考
2	多くの市民が市民参画に参加するとは	ガイドラインでは「多くの市民が参加しやすくなるよう」市民参画の実施予定及び実施結果を公表することとしているが、「多くの市民」とはどの程度の市民が参画することを期待しているのか。	P6-Ⅲ-5